

野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び野田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月21日

野田市長 鈴木 有

野田市条例第6号

野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び野田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和60年野田市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第4条の2第3項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第5項中「第3項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第3項」に改める。

第8条及び第11条第3項中「1暦年」を「一の年度」に改める。

第12条中「定める者」の次に「(第12条の3第1項において「配偶者等」という。)」を加える。

第12条の2の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第12条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この項及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(同条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第12条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(野田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 野田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年野田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする第1条の規定による改正後の野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（次項において「改正後の勤務時間等条例」という。）第4条の2第3項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

(令和7年度における組合休暇に係る特例措置)

3 施行日の前日に在職する職員に対する令和7年度における改正後の勤務時間等条例第11条第3項の規定の適用については、同項中「30日」とあるのは、「30日から令和7年1月1日から同年3月31日までの間に当該職員が与えられた組合休暇の日数を減じて得た日数に8日を加えて得た日数」と読み替えるものとする。